

## 付 議 第 7 号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 24 年 12 月高知県議会定例会提出予定の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5)教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに奨学金の貸与を決定する者の奨学金の返還について適用し、施行日前に奨学金の貸与を決定した者（同項に規定する者を除く。）の奨学金の返還については、なお従前の例による。

3 新条例第8条第2号の規定は、平成24年4月1日以後に奨学金の貸与を受けた者又は施行日において現に奨学金の貸与を受けている者についても適用する。

## 参考資料 1

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高校生修学支援基金事業に係る国の要領が一部改正されたことを考慮し、経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められる場合に奨学金の返還を猶予することができるようにしようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（抜粋）

（返還の猶予）

第 8 条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が貸与の期間が満了した後又は第 6 条の規定により貸与を取り消された後において次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより奨学金の返還を猶予することができる。

（1） 高等学校等、大学その他の教育委員会規則で定める学校に在学しているとき又は高等学校等を卒業後 6 月を経過しないとき。

（2） 経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき。

（3） 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（抜粋）

（返還の猶予）

第 8 条 教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が貸与の期間が満了した後又は第 6 条の規定により貸与を取り消された後において次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより奨学金の返還を猶予することができる。

（1） 高等学校等、大学その他の教育委員会規則で定める学校に在学しているとき又は高等学校等を卒業後 6 月を経過しないとき。

（2） 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

## 高等学校等奨学金の所得連動型返還猶予制度について

### 1 奨学金制度改正の目的

厳しい経済情勢や雇用状況の中、奨学金の貸与を受けながら高校を卒業した奨学生が、一定の収入を得るまでの間、経済的な理由により奨学金の返還を猶予することができるよう改正をするもの。

この改正により、現在、当奨学金の貸与財源である高校生修学支援基金を引き続き活用することが可能となるため、(独)日本学生支援機構が大学生(無利子奨学金貸与者)を対象に平成 24 年度から導入した「所得連動返済型無利子奨学金制度」に準じて実施する。

### 2 高校生修学支援基金事業の概要

- ・国の追加経済対策緊急支援として、平成 21 年度から基金による事業を実施。
- ・対象事業は、高等学校奨学金事業及び私立高等学校の授業料減額免除等への補助事業。
- ・事業実施期間は、平成 21 年度から 23 年度の 3 年の予定であったが、依然として厳しい経済・雇用状況が継続していることから、平成 26 年度まで延長。
- ・奨学金事業においては、平成 24 年度中に無期限の所得連動型返還猶予制度の導入することが、基金取崩しの条件として追加。

#### ○交付金の状況

国からの交付額	4 4 5, 4 9 6 千円
収入額 (運用益)	1, 3 9 0 千円
支出済額 (H21～23)	2 1 9, 6 4 7 千円 (私学・大学支援課執行分含む)
H23 年度末基金残高	2 2 7, 2 3 9 千円

#### ○奨学金事業における基金の取崩対象

平成 20 年度貸与者と比較して増加した生徒数にかかる貸付額

#### ○奨学金事業にかかる実績等

(千円)

年度	H21	H22	H23	H24 (見込)	計
基金取崩額	14,782	88,884	98,719	116,146	318,531

### 3 制度改正後の返還猶予対象者

次の①及び②の条件を満たす者

- ①平成 24 年度以降の貸与者 (H24 年度の継続貸与者を含む)
- ②経済的な理由による生活困窮者の収入の目安は、返還時の年間収入が給与収入の場合 150 万円以下の場合

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校、大学等に在学中</li> <li>・高等学校等を卒業後 6 か月</li> <li>・災害・疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき (2 年以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校、大学等に在学中</li> <li>・高等学校等を卒業後 6 か月</li> <li>・災害・疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき (2 年以内)</li> <li>・平成 24 年度以降に奨学金の貸与を受けている者で、経済的な理由により返還が困難な場合は、その事由が継続する期間</li> </ul>

## 1 制度の変遷

### ■平成14～16年度

高等学校等奨学金 (国庫補助事業)	日本育英会
対象者：経済的理由により修学が困難な生徒 貸与月額：国公立 自宅 18,000円 自宅外 23,000円 私立 自宅 30,000円 自宅外 35,000円 所得基準：生活保護基準の1.5倍以下(実施要綱) 成績要件：なし	対象者：学習意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒 貸与月額：国公立 自宅 18,000円 自宅外 23,000円 私立 自宅 30,000円 自宅外 35,000円 所得基準：4人世帯で主たる家計支持者の年収が約800万円以下 成績要件：中学成績3.5以上、高校成績3.0以上

### ■平成17年度～ (高等学校等生徒への奨学金貸付事業を一本化)

高等学校等奨学金	
<b>○県事業</b> 対象者：経済的理由により修学が困難な生徒 貸与月額：国公立 自宅 18,000円 自宅外 23,000円 私立 自宅 30,000円 自宅外 35,000円 所得基準：生活保護基準の1.5倍以下 成績要件：なし	<b>○日本育英会からの業務移管事業</b> 対象者：学習意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒 貸与月額：国公立 自宅 18,000円 自宅外 23,000円 私立 自宅 30,000円 自宅外 35,000円 所得基準：生活保護基準の1.5倍を超え2倍以下 成績要件：5段階評価で、評定の平均が3.0以上

### ■平成22年度～ (成績要件撤廃、所得基準の統一、自宅内外の別の廃止)

対象者：経済的理由により修学が困難な生徒 貸与月額：国公立 18,000円 又は 23,000円 私立 30,000円 又は 35,000円 所得基準：生活保護基準の2.0倍以下 成績要件：なし
---

## 2 貸与実績

年度	貸与人数(人)	貸与金額(千円)
23	1,461	400,744
22	1,584	418,488
21	1,651	407,653

## 3 財源

### ○交付金 (日本学生支援機構)

- ・日本育英会からの事業移管に伴い、貸付資金として各都道府県に配分。最短終期はH26年度末。
- ・交付金で貸与した者からの返還金は、将来の貸与財源として繰越。

### ○高校生修学支援基金(設置期間H21～26)

## 4 返還の状況

- ・調定額に対する収納率 (H21～23年度平均)  
 現年度・・・84.5% 過年度・・・16.8%
- ・平成23年度決算時の返還未済額 75,828,085円 (773人)
- ・全日制で3年間貸与を受けた場合の返還金額の例

奨学金区分	貸与月額	貸与金額(円)	返還年数	返還額(月賦)
国公立	18,000円	648,000	9年	6,000円
	23,000円	828,000	10年	7,000円
私立	30,000円	1,080,000	10年	9,000円
	35,000円	1,260,000	12年	9,000円

## 5 返還免除対象

- ①奨学生本人が死亡した場合は、返還未済額全額
- ②奨学生本人が精神又は身体に著しい障害を受けた場合は、返還未済額の全額又は3/4

案

新 旧 対 照 表

新 旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(返還の猶予)

第 17 条 略

2・3 略

4 条例第 8 条第 2 号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1 年とする。この場合において、奨学生の収入が県教育長が別に定める基準額を超えるまでの間は、当該期間を更新することができる。

5 条例第 8 条第 3 号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1 年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めるときは、更に 1 年以内で当該期間を延長することができる。

本則

(返還の猶予)

第 17 条 略

2・3 略

4 条例第 8 条第 2 号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1 年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めるときは、更に 1 年以内で当該期間を延長することができる。